

特許クレーム解釈のダブルスタンダードは本当に最適か？——法的原则・実務・先進事例から考える「攻め」と「守り」の最適バランス



Genspark

Aug 08, 2025

エグゼクティブサマリー

- **結論：**FTO（侵害予防）では他社特許を広く・保守的に読む一方、自社権利行使では無効化リスクを避けるために狭く主張する「ダブルスタンダード」は、国内外の企業実務では珍しくない。しかし現代の知財経営では、法理（特許法 70 条・均等論）に即した客観的なクレーム解釈を“統一的に適用”しつつ、FTO はリスクテイラー、権利行使は有効性の担保と均等論の活用を組み合わせる「攻守一体」の運用が競争力に資する。特に、IP ランドスケープやオープン・クローズ戦略、標準必須特許（SEP）交渉のガイドライン等を織り込んだ「攻めの知財」の実装が、過度な回避志向を是正し、事業価値に結び付く。[根拠：70 条 2 項に基づく明細書・図面の参酌（リパーゼ）、均等論 5 要件（ボールスプライン）と第 5 要件の射程（マキサカルシトール）、FTO と DD の公的ガイド、攻めの知財（IP ランドスケープ）、オープン・クローズ（METI）等] [Ryuka1](#) [J-STAGE2](#) [City-Yuwa5](#) [IP BASE3](#) [特許庁 4](#) [METI6](#)

1. 法的原则（日本）——クレーム文言、明細書・図面の参酌、均等論の位置づけ

- 特許法 70 条は「技術的範囲＝特許請求の範囲の記載」に基づき決まり（1 項）、用語解釈に当たっては明細書・図面を参酌する（2 項）。最高裁「リパーゼ」判決は、特段の事情の有無を問わず、クレーム用語の意味解釈の際に明細書・図面を参酌する枠組みを明確化した。したがって、権利範囲の第一次的判断はクレーム文言だが、文言解釈自体は一貫して明細書・図面の文脈で行うのが原則である。 [Ryuka1](#)
- 均等論（最高裁「ボールスプライン」）は、文言充足がなくても、(1)相違部分が本質的部分でない、(2)目的達成・作用効果同一、(3)置換容易、(4)出願時公知等でない、(5)

特段の事情なし、の 5 要件を満たせば技術的範囲に属するとする。これは、クレームの「等価的領域」を認める補完原理で、過度に文言に拘束されない適正な保護と第三者予見可能性の均衡を図る中核理論である。J-STAGE² Inoventier⁷

- 均等第 5 要件（特段の事情）の射程は、最高裁「マキサカルシトール」判決で整理が進み、単なる「記載漏れ」では均等を否定しない一方、明細書等に“置換可能であることを認識しながら敢えて記載しなかった”と客観的に読み取れる表示があるときは第三者信頼保護の観点から均等が否定され得るとされた。出願書類の記載態様が後日の均等主張の可否に影響し得る点は実務上極めて重要である。City-Yuwa⁵

2. 企業実務（FTO／クリアランス）—他社特許はなぜ「広め」に読むのか

- FTO の基本流れは、対象製品・仕様からコア技術を特定し、該当技術を包含し得る他社特許群を抽出、有効性（無効可能性）と侵害可能性を評価、対応策（設計変更・地域限定・無効化・カウンター出願・ライセンス等）を検討する段階構成に整理される。投資・M&A の知財 DD では、同領域の係争事例や既存 FTO の有無まで俯瞰し、リスクの有無と大きさを定量・定性で把握するのが定石である。IP BASE³ TMI 総合法律事務所 ⁸
- 実務上、FTO では「偽陰性」（見落とし）を避けるため、クレーム用語を広めに解釈して抵触可能性を保守的に検出する傾向がある。出願中や海外特許の取り扱い、対象国・期間の設定次第で結果が変わり得るため、事業戦略と一体でスコープ設計する“リスク・テイラリング”が鍵となる。懸案特許が見つかった場合の選択肢設計（設計迂回・ライセンス・無効化等）を含めた意思決定設計が「過度な回避」への処方箋になる。TMI 総合法律事務所 ⁸
- 比較法的補助線として、例えば中国ではクレームの意味がクレーム＋明細書・図面でもなお不明確な場合に限り、審査経過や辞書を参酌する運用が明記されている。審査経過（プロセキューション・ヒストリー）の重みづけは法域で異なり、日本では 70 条 2 項と判例理論が中心軸であることに留意が必要である。知財研紀要 ⁹

3. 自社権利行使の主張設計—有効性を守りつつ、どこまで広く主張できるか

- 権利行使の第一歩は、クレーム文言を 70 条 2 項に従い明細書・図面の文脈で客観的に解釈すること。文言非充足であっても、ボールスプラインの 5 要件充足を丁寧立証できるなら均等侵害の主張余地が生まれる。とりわけ(2)作用効果の同一性、(3)置換容易性は技術・時点の特定を含む厳密な主張立証が要求される。過度に広い主張は無効リスクを高めるため、均等論の使いどころを見極めることが要諦である。J-STAGE² Inoventier⁷
- 第 5 要件に照らすと、出願書類に「代替可能性を認識し敢えて外した」ことを読み取らせる記載があれば、後日の均等主張は遮断され得る。他方、単なる記載漏れだけでは均

等否定の根拠にならないと整理されたため、明細書ドラフティングでは“不要な除外”を書き込まない、クレーム減縮時も不用意な断定的記載を避ける等が実務上の防疫線となる。City-Yuwa⁵

- なお、わが国ではクレーム解釈に審査経過を原則参酌しないという理解が強く、文言が曖昧な場合や誤記の特段事情に限り明細書参酌が許されるとの整理が通説的に示されてきた。したがって、出願対応（補正・意見書）での表現は、将来の訴訟・ライセンスでの解釈論に間接影響し得る点に注意が要る。日本弁理士会¹⁰

4. 「自社は狭く／他社は広く」というダブルスタンダードの評価—メリット・

デメリット

- メリット：FTO では「見逃し（侵害発覚）」の損害が極大化し得るため、広め解釈は訴訟・差止のリスク低減に合理性がある。一方、権利行使で狭く読むのは、無効理由（新規性・進歩性欠如、拡大解釈）露呈の抑制に資する。部署ごとに目的関数が異なるため、局所最適としてのダブルスタンダードは一定の説明力を持つ。TMI 総合法律事務所⁸
- デメリット：解釈の一貫性が崩れると、(1)社内の意思決定が遅延・硬直化、(2)過剰な設計回避でコストと上市スピードが劣化、(3)交渉での信頼性低下、(4)裁判所からの整合性評価低下（主張の説得力低下）に直結する。学術的にも、発明の要旨認定と技術的範囲画定でクレーム解釈基準を分ける見解に疑義が呈され、文言領域と等価領域を区別せず「技術的範囲の画定」という一つの概念で統一的に構成すべきとの提言がある。社内基準も統一的に整える方が中長期の競争力に資する可能性が高い。パテント（JPAA 論考）¹¹ SOFTIC 資料¹²

5. 攻めの知財と守りの知財—経営貢献のための両利き化

- 守りの知財：FTO、無効資料調査、係争対応、権利行使の質的向上は“事業継続性の確保”に不可欠。ここでは保守的評価と標準化された手順が肝要で、DD フレームに組み込むことで投資判断の精度も上がる。IP BASE³
- 攻めの知財：IP ランドスケープ（IPL）は、自社・他社の知財データをマップ化・解析し、新規事業の創出や経営意思決定に資する“攻めの情報活用”。単なる権利保護を超え、技術・市場・ESG の潮流を読み、投資テーマと連動させることで知財が収益機会を創る。ダブルスタンダードに偏った“回避一辺倒”から脱するための重要な実装である。特許庁⁴
- オープン・クローズ戦略：普及させたい領域は開き、差別化源泉は閉じる。標準化・エコシステム形成との連関が強く、事業戦略と特許戦略を接続する共通言語として有効である。METI⁶

6. 先進企業の知財戦略事例—リスク管理と事業貢献の両立

- トヨタの電動化特許「無償提供」：2019 年、モーター・PCU・制御など電動車関連で世界約 23,740 件の特許実施権を 2030 年末まで無償提供と発表。環境車の普及加速と規制対応（HEV 排除のけん制）を狙い、オープン化で市場形成を促す象徴的な動き。守り（権利化）と攻め（普及・規制影響）を高次で両立させる事例である。global.toyota¹³ 日経 xTECH¹⁴
- SEP ライセンシングの手引（JPO）：標準必須特許の交渉における透明性・予見可能性を高め、紛争の未然防止と早期解決を狙う。標準化エコシステムでは、権利行使の「攻め」と実施確保の「守り」を制度・手続で整えることで、事業の不確実性を低減する。特許庁 ¹⁵

7. 提言—“一貫性ある客観的解釈”を基軸に、攻守のモードを切り替える運用へ

- 統一解釈の原則：社内で「クレーム解釈は 70 条 2 項＋判例（ボールスプライン、マキサカルシトル）に則る」を共通原則化。FTO と権利行使で“解釈基準”は変えず、“意思決定閾値（トリガー）”を変える。これにより、不必要な過剰回避と説得力低下を防ぐ。Ryuka¹ J-STAGE² City-Yuwa⁵
- FTO のリスク・テイラリング：事業重要度と市場別エクスポージャーで、(1)対象国、(2)出願中の扱い、(3)期間、(4)対応策パッケージ（設計変更／ライセンス／無効化）を事前に“メニュー化”。投資・発売マイルストーンに連動したゲーティングで、回避過多を抑制する。IP BASE³ TMI 総合法律事務所 ⁸
- 出願・ドラフティング規律：明細書での不用意な「意図的除外」を残さない。均等第 5 要件に照らし、代替実施形態の位置づけを適切に設計（“例示”と“排除”の線引き）。権利行使の射程を出願時から確保する。City-Yuwa⁵
- 攻めの知財の制度化：IP ランドスケープの定例化とオープン・クローズの設計審議を、商品・規格・M&A の稟議プロセスに織り込む。SEP やアライアンス領域では JPO 手引きに整合した交渉ガバナンスをセットアップする。特許庁 ⁴ METI⁶ 特許庁 ¹⁵

ダブルスタンダードの功罪（要点比較）

- メリット
 - FTO で訴訟・差止の極大リスクを低減（偽陰性回避）
 - 行使で無効化リスク抑制（狭義主張）TMI 総合法律事務所 ⁸
- デメリット
 - 社内判断の不整合・遅延、過剰な設計回避、交渉・訴訟での説得力低下
 - 学説・実務は「解釈の統一」を志向（等価領域も含め技術的範囲の一体画定）
パテント（JPAA 論考）¹¹ SOFTIC 資料 ¹²

代表的な図版・資料（参考）

- IP ランドスケープ（攻めの知財）概念図（特許庁広報誌）



出典：特許庁 [4](#)

- トヨタ：電動化特許 無償提供発表ビジュアル
（ 2019/4/3 ）

車両電動化技術に関する 特許実施権の無償提供

2019年4月3日
トヨタ自動車株式会社
取締役・副社長
寺師 茂樹

START YOUR IMPOSSIBLE

TOYOTA

出典：global.toyota [13](#)

- 知財 DD における FTO の位置づけ（実務図解：TMI）

知財DDの調査項目

- I 対象会社の価値源泉となる技術等の分析** 調査資料：カタログ、企業情報データベース、有価証券報告書など
- II 対象技術等の利用可能性・利用可能範囲** 調査資料：出願書類、登録原簿、ライセンス契約書など
- III 対象会社の知的財産関連紛争の調査** 調査資料：訴訟記録、紛争一覧など
- IV 第三者権利の侵害リスク調査（FTO調査）** 調査資料：対象会社製品等カタログ、先行技術文献など
- V ガバナンス調査** 調査資料：知的財産管理規定、職務発明規定など
- VI 価値評価** 調査資料：出願書類、パテントマップ、有価証券報告書など

出典：TMI 総合法律事務所 [8](#)

考察のまとめ

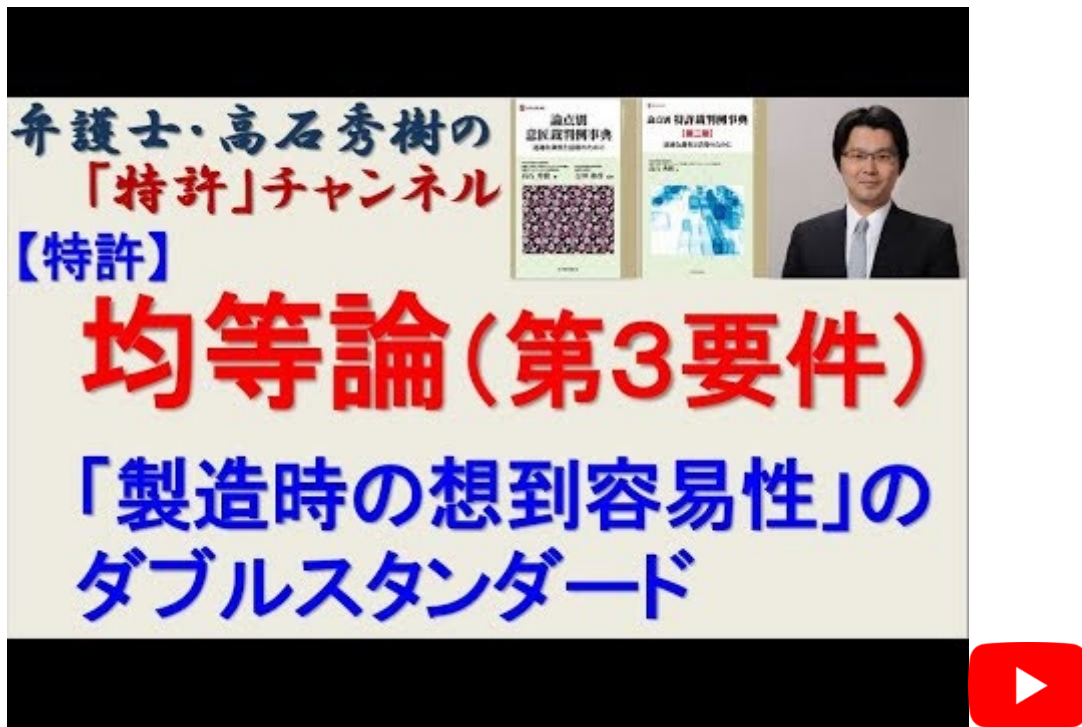
- 「自社特許を狭く、他社特許を広く」という解釈運用は、FTO と権利行使の目的関数の違いから説明可能で、実務上も一定程度一般的である。ただし、これを固定化すると、過剰回避や主張の説得力低下によって競争力を毀損し得るため、法理に基づく統一的クレーム解釈を基軸に、FTO 側での閾値設計・対応策メニュー化、出願時からの均等第 5 要件を踏まえたドラフティング規律、並びに IP ランドスケープやオープン・クローズ戦略といった「攻めの知財」を制度として実装することが、現代の企業経営における最適解である。トヨタの無償提供や SEP ガイドの整備は、権利と実施のバランスを通じて市場をつくり、結果的に自社優位を強化する方向性を示している。回避一辺倒のダブルスタンダードから、戦略的・客観的評価と攻守の最適配分へ——これが「世の中」の先進事例と制度の方向性だ。 Ryuka[1](#) J-STAGE[2](#) City-Yuwa[5](#) IP BASE[3](#) 特許庁[4](#) global.toyota[13](#) 特許庁（SEP 手引）[15](#)

主要リファレンス（本文中に適宜引用）

- 特許法 70 条の解釈（リパーゼ）—最高裁判決 PDF[1](#)
- 均等論 5 要件（ボールスプライン）—解説論文 [2](#)
- 均等第 5 要件の最新整理（マキサカルシトール）—解説 [5](#)
- FTO・知財 DD（IP BASE）—公的ガイド [3](#)
- FTO 実務の勘所（TMI）—実務図解 [8](#)
- IP ランドスケープ（攻めの知財）—特許庁広報誌 [4](#)
- オープン・クローズ戦略—METI[6](#)
- トヨタ 電動化特許 無償提供—公式発表 [13](#)

- SEP ライセンス交渉手引—特許庁 [15](#)

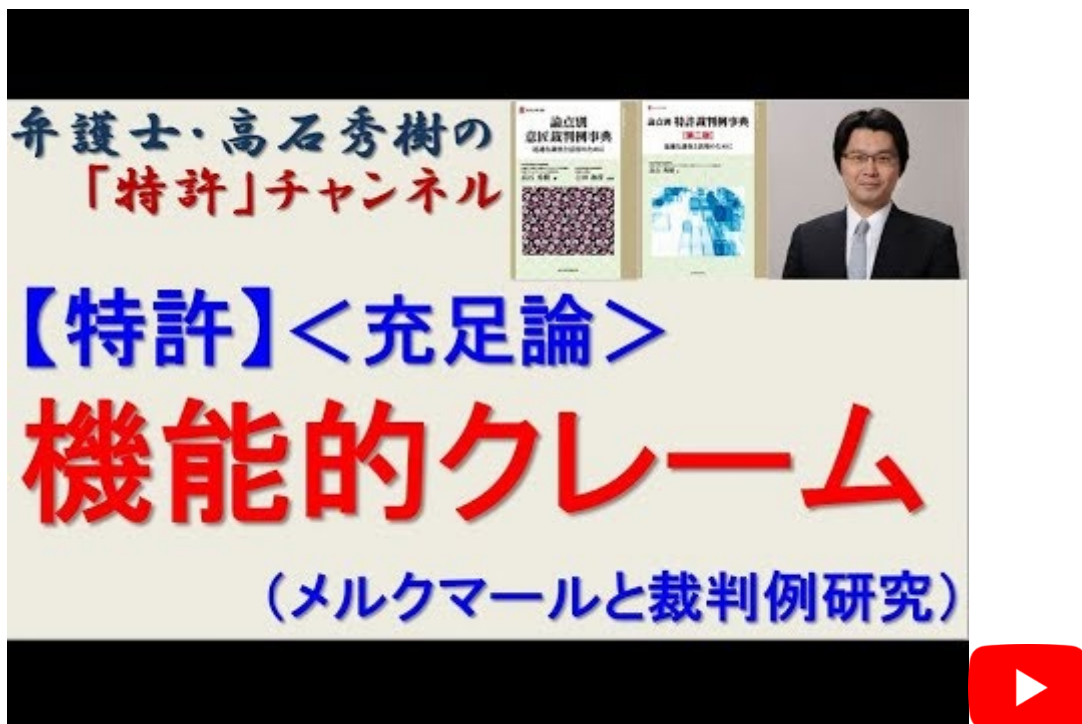
Appendix: Supplementary Video Resources



【特許】均等論（第3要件）ダブルスタンダード（「当業者で ...



（第 235 回）知財実務オンライン：「楽しい特許クレームの ...



【特許】機能的クレームの充足論 (means plus function)

もっと詳しく

1

www.courts.go.jp

2

www.jstage.jst.go.jp

3

ipbase.go.jp

4

www.jpo.go.jp

5

www.city-yuwa.com

6

www.meti.go.jp

7

innoventier.com

8

www.tmi.gr.jp

9

www.iip.or.jp

10

www.jpaa.or.jp

11

jpaa-patent.info

12

www.softic.or.jp

13

global.toyota

14

xtech.nikkei.com

15

www.jpo.go.jp